

2024-11 税務・労務・法務情報

CREATE MORE法の概要について

(改正のポイント)

① VAT0%適用について

*「直接的・排他的使用」から「登録事業に直接的に帰属する」へと法案序文通りの改定となりました。この文言だけからは何の改善もないように思えるのですが、この文言変更のみではなく、VAT0%適用範囲を管理部門に拡大しています。この点は改善です。

*登録事業に直接的に帰属するものとして以下の管理部門サービスを例示列挙しました。「清掃」・「警備」・「財務」・「コンサル」・「マーケティング」・「プロモーション」・「HR」「リーガル」・「会計」を含む管理費用としています。

しかし、このような取り扱いをするのであれば、経済特区を海外と見做して、全ての国内調達取引をVAT0%としていた以前の制度と一体何が違うのでしょうか？改正法では、「売上原価+一般管理」のほとんど全てVAT0%仕入可能という理解でほぼ間違いないでしょから、全く無意味な制度改革です。「骨折り損のくたびれ儲け」の典型事例になります。新規海外投資家を呼び込む為にも、「海外と見做して、VAT0%」と宣伝する以前のやり方が明確で分かりやすく効果絶大だと思えるのですが？

*「直接的に帰属」の判断は各IPA (Investment Promotion Agency:各経済特区監督官庁)による この規定が次の混乱を招きそうです。各経済特区がそれぞれバラバラの優遇制度を付与していたのをFIRB(Fiscal Incentive Review Board)を新設して統一化を図ろうとしたのに、元の木阿弥になりそうです。管理部門費用もVAT0%適用するということであれば、適用されない取引を統一見解として例示列挙してもらいたいものですね。各IPAに判断をゆだねるのではなく。

②拡大控除の適用を受ける登録事業者については、売上の2%を地方税として課税する。(法案序文)

この案は否定され、以下の通りとなっています。

地方自治体は、条例により、粗利益の2%以下の地方税をRBE(Registered Business Entities:登録事業者)に対して課税することができる。但し、ITH,EDR (Enhanced Deductions Regime:拡大控除) 適用期間中のみとする。SCIT (Special Corporate Income Tax: 5%課税) 期間中に地方税を課税することはできない。

売上の2%ではいくらなんでも大増税になると政府も気づいたのでしょう。結局上記の条文となっています。5%簡易課税適用事業者の皆さまご安心下さい。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇒日本語翻訳業務担当)